

令和4年度

三世帯同居・近居のための

住宅支援事業のご案内



天理市では、子育て支援・多世代交流促進・定住促進を目的として、住宅支援事業を行っています。三世帯同居・近居するために住宅を新規取得した世帯を対象に、新築・購入・建替え・改修工事等[※]の費用への**助成金10万円**を交付します。 [※]新規取得した住宅への改修工事等に限られます。

1. 申請の要件

【用語説明】

「親世帯」 こども世帯の世帯主又はその配偶者どちらかの親が含まれる世帯。介護保険施設等に居住している場合は対象外です。

「こども世帯」 18歳未満（以下「未成年者」）の子と、それを扶養する親を含む世帯員で構成される世帯。

「近居」 市外に居住するこども世帯が市内に転入し、または市内に居住するこども世帯が転居し、親世帯と共に市内在住となること。

申請は次の要件をすべて満たす必要があります。

■対象者

- ① 新たに三世帯同居又は近居するために新築、購入、建替、改修工事等を行った住宅の所有者。
- ② こども世帯と親世帯の間に親子関係がある者を含んでいること。
- ③ 未成年者のいる「こども世帯」が「親世帯」と天理市内で同居又は近居することが、これから3年以上継続すること。
- ④ 交付申請時に同居又は近居を開始していること。
- ⑤ こども世帯及び親世帯全員が市税の滞納がないこと。
- ⑥ 暴力団員等でないこと。

■対象となる住宅

- ① **令和4年4月1日以降**に所有権保存登記、所有権移転登記又は改修工事等[※]が完了した住宅であること。
[※]改修工事等は、令和3年4月1日以降に新築、建替、購入された住宅に対する工事が対象。
- ② こども世帯自らが居住するための住宅であること（ただし、賃貸物件は除く。）
（併用住宅の場合は居住部分が延床面積の1/2以上であること。）
- ③ 三世帯同居、近居のために新築、建替、購入、改修工事等を行う住宅であること。
- ④ 建築基準法その他関係法令の基準を満たした住宅であること。
- ⑤ 建物の登記などの手続きが完了していること。

2. 助成対象費用と助成額

助成対象費用は次に掲げる費用の合計額です。助成を受けるにはその合計額が40万円以上である必要があります。また、他の制度による助成を受けている費用は対象となりません。

■ 助成対象費用

- ① 住宅の新築に要する費用
- ② 住宅の購入に要する費用
- ③ 住宅の建替えに要する費用
- ④ 同居・近居を開始するための改修工事等に要する費用

【改修工事等の範囲】

令和3年4月1日以降に新築、建替、購入を行った住宅に対する工事

- ・ 間取りの変更等（間取りの変更、部屋の増築、玄関の増設等）
- ・ 設備の改修又は増設（キッチン、浴室、トイレ、洗面所の改修又は増設）
- ・ 断熱改修（屋根、天井、外壁、床、窓の断熱化）
- ・ 外構工事、カーポートの設置 等

（注意）次の費用は対象となりません。

土地のみの購入、家具や家電の購入・取付、太陽光発電設備の購入・設置、耐震改修、介護保険における住宅改修の対象工事、住宅以外の部分に関する工事、契約・登記・仲介手続 等

■ 助成額

こども世帯1世帯につき**10万円**

3. 受付期間

令和4年6月1日（水）より

- 郵送等による受付は行っておりません。
- 申請は随時受け付けますが、先着順に交付の決定をします。（書類審査が必要です。）
- 申請受付期間内であっても、予算枠に達し次第、受付を終了します。

4. 助成件数

16件

5. 申請方法と申請書類

■ 助成金受取までの流れ

	市	申請者	内容
1		事前相談	要件・申請時期・方法などを確認してください。
2		住宅の完成・取得	住宅の工事完了後又は購入後、建物の登記手続きを完了してください。
3		同居・近居の開始	同居・近居の開始は住民票で確認します。
4	審査	申請	当市建築課（庁舎3階）窓口申請書類を提出してください。提出された申請書・関係書類の審査を行います。
5	交付決定 通知書の送付	通知書の受取	審査後、交付決定をして「交付決定通知書」をお送りします。
6		請求書類の提出	当市建築課窓口助成金の請求書を提出してください。
7	助成金の交付	助成金の受取	請求書に記載の口座へ助成金が振り込まれます。

■ 申請書類

No.	添付書類の名称	詳細	交付場所
1	申請書	HPよりダウンロードできます。	建築課（市役所3階）
2	宣誓書及び同意書	各世帯の成人の方が署名	建築課（市役所3階）
3	同居又は近居開始後の住民票	子ども世帯、親世帯全員のもの ※続柄の記載があるもの	市民課（市役所1階）
4	戸籍全部事項証明書	子ども世帯と親世帯の続柄関係が確認できるもの	本籍地の役所・役場
5	建物登記事項証明書 (写)	所有権保存登記または所有権移転登記が完了しているもの	奈良地方法務局 (☎0742-23-5534)
6	建築基準法による 検査済証(写)	新築、建替え及び確認済証の交付を受けた増築を行った場合のみ。	検査完了後に指定検査機関より交付されます。
7	住宅工事請負契約書 (写) 又は 住宅売買契約書(写)	住宅を建設した業者と締結した契約書又は既存住宅を購入した際の売買契約書又は改修工事の契約書。	住宅を建設、工事又は購入した住宅会社等
8	領収書(写) 又は住宅借入金契約書(写)	支払いの確認できるもの又は住宅ローンの額が確認できるもの	住宅会社又は住宅ローン契約先
9	住宅の図面又は改修工事の内容がわかる書類 (写)	付近見取図、配置図、平面図、立面図等 改修工事の明細書	住宅を建設、工事又は購入した住宅会社等

- ・その他、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。
- ・添付書類には有料書類があります。必ず事前相談の後に書類をご用意ください。

6.注意事項

- ・申請受付後に書類審査を行いますので、受付時点で助成が決定しているわけではありません。
- ・虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたり、助成金交付の決定があってから3年を経過する前に、正当な理由なく三世帯同居又は近居を解消した場合は、助成金の全部または一部を返還していただくことになります。

問合せ・申請先

天理市川原城町605

天理市役所 建築課住宅係 市役所3階

電話(0743)63-1001 内線316

※土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで